

事業主の皆さま・パートタイム労働者の皆さま

パートタイム労働法が変わります 平成27年4月1日施行

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

主な改正のポイントは次のとおりです。

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる

パートタイム労働者とは

- ◆パートタイム労働法の対象となるパートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。
- ◆「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっていますが、上記の条件に当てはまれば、「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。
- ◆フルタイムで働く人は、「パート」などのような名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象とはなりません。事業主はこれらの人についてもパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要があります。

問合せ：岐阜労働局 雇用均等室
TEL 058-245-1550

1月 防災とボランティア週間・ 防災とボランティアの日

「防災とボランティア週間」及び「防災ボランティアの日」は、平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」を踏まえ、同年12月の閣議了解により設けられました。災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることが目的です。阪神淡路大震災から20年が経ちました。これまでを振り返るとともに、改めて私たちにできる身近な防災・減災について考える機会にしませんか。今年も災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動普及のための講演会、講習会、展示会等の行事が、国、地方公共団体、関係団体等の協力のもと全国的に実施される予定です。

●期間

「防災とボランティア週間」
毎年1月15日から21日まで

「防災とボランティアの日」 毎年1月17日

●防災とボランティア週間ホームページ

<http://www.vol-week.go.jp/>

見守り 新鮮情報 第204号

母を契約者として、二世帯住宅への増改築をリフォーム会社に1千万円で依頼し、既に850万円支払っている。先月末までに完成の約束だったが、途中で業者があまり意欲なくなった。苦情を伝えると「多額の借金があり、お宅の工事どころではない」と言う。工事が途中で放置されたため雨漏りが起き、別の業者に応急処置を依頼した。何とか住める状況にはなったが、約300万円の応急工事代金も別途請求されている。

(契約当事者:60歳代 女性)



リフォーム工事の中断・遅延トラブル

しとこと助言

- 住宅の新築・リフォームで、業者の事情による工事の中断や遅延に関するトラブルが増えています。
- 契約する前には、複数の業者から見積りを取り、費用だけでなく確実に工事が進められるか、などについても十分検討することが重要です。
- 工事が滞った際の備えとして、遅延料金を契約内容に記載するようにしたり、完成保証制度が利用できる場合は、それを選択することも検討したりしてみましょう。
- 費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費者センター等にご相談ください。



見守り 新鮮情報 第205号

「無料で排水管の点検をする」と業者が訪ねてきた。無料なら、と思い見てもらったところ「工事が必要」と、排水管の一部が割れている写真を見せられたため、工事契約を結んだ。工事当日、開始後しばらくして、「水漏れ

して隣の家まで水が行っている。先に別の工事をしないと大変だ」と言われた。工事費が合計で70万円と高額になったので迷っていると、「特別に50万円にする」と値引きを示され、隣の家に迷惑がかかるのは困ると思い、契約してしまった。(60歳代 男性)



「無料点検」に応じたら… 高額な排水管工事勧誘

しとこと助言

- 「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあり、工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- 「特別に値引きする」と言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要ない場合は、きっぱり断ることが大切です。
- 契約後や工事が完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。お住まいの自治体の消費者センター等にご相談ください。

